

平成 23 年 4 月 15 日

青森県新型インフルエンザ対策医療協議会の 今後の協議について

1. 新型インフルエンザ対策医療協議会の所掌事項

- (1) 新型インフルエンザに係る医療提供体制の構築に関すること。
- (2) その他、新型インフルエンザ対策の充実に関すること。

2. 今後の協議事項

(1) 医療提供体制の確保

二次医療圏間の連携と三次医療圏での協力体制の在り方についての協議

(2) 行動マニュアルの検討

県が策定する「行動マニュアル」（医療提供体制の確保）についての協議

(3) その他

事務局が必要と判断した、医療に関する課題についての協議。